

障 発1007第3号  
平成21年10月7日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

身体障害者福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行及びこれに伴う  
関係通知の改正について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第130号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第363号）が平成21年7月15日に、身体障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第238号）が平成21年9月9日に公布され、平成21年10月1日から施行されたところである。

この政令等の施行に伴い、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「解釈通知」という。）について別紙1の新旧対照表のとおり、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）について別紙2の新旧対照表のとおり改正することとした。

これらの改正内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な施行に特段の御配慮をお願いする。

## 記

- 第1 身体障害者福祉法施行令等の改正について
- 1 改正の趣旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護及び同法第5条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活介護等」という。）の利用については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）等において、その利用対象者を知的障害者及び精神障害者としてきたところである。

しかし、身体障害者についても一層の地域移行を進めていく必要があることから、身体障害者も共同生活介護等を利用できるよう、今般、所要の改正を行ったものである。

## 2 改正の概要等

(1) 身体障害者が共同生活介護等を利用できるようになることを踏まえつつ、共同生活住居の設備等について障害特性に配慮する規定を加えたこと。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第140条第3項関係）

(2) 身体障害者が、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は同基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所から共同生活介護等を受けた場合に、共同生活介護サービス費等を算定することとしたこと。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第9の1の注1、第16の1の注1関係）

身体障害者が共同生活介護等を利用する場合に、知的障害者及び精神障害者と共通の枠組みにより報酬を算定することとともに、共同生活介護等の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、利用対象者となる身体障害者を65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがあるものに限るものとし、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないこととしたものである。

(3) 市町村が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定に基づき、身体障害者につき、共同生活介護等に係る措置を行う際の基準を定めたこと。（身体障害者福祉法施行令（平成18年政令第10号）第21条関係）

## 第2 解釈通知の改正について

## 1 改正の趣旨

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、また障害者の地域移行をより一層進める観点から、解釈通知について所要の改正を行うものである。

## 2 改正の概要等

(1) ワンルームタイプのマンション等について、建物内に複数の共同生活住居を設置することを可能とすること。(第九の2の(3)の①関係)

都市部などにおいても共同生活介護等を整備しやすくするため、共同生活住居の要件を緩和し、ワンルームタイプなど、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有しない住戸であっても、建物内の複数の住戸を共同生活住居とするものである。

(2) その他身体障害者を共同生活介護等の利用の対象とすることに伴い、所要の規定を整備すること。(第九の1の(3)の①並びに2の(3)及び(4)、第十五の1の(1)、第十八の1の(2)の③、11及び13関係)

## 第3 留意事項通知の改正について

### 1 改正の趣旨

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の改正等に伴い、留意事項通知について所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要等

(1) 共同生活介護等の利用対象者となる身体障害者の要件について詳細を定めること。(第二の2の(9)の①及び3の(6)の①関係)

共同生活介護等の利用対象者となる身体障害者のうち、65歳以上の者であって65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスに準ずるものを利用したことがある者としたことについて、当該準ずるものの範囲として、国又は地方公共団体の補助により行われる介護、訓練又は居住の支援を行う事業であることとし、その具体例として、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれることとするものである。

(2) 指定共同生活介護事業所において個々に居宅介護等を利用した場合に、指定共同生活介護の単位数を日単位で算定することとすること。(第二の2の(9)の②の(一)関係)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所において居宅介護等を利用する者については、従来、個々に月単位で居宅介護等の利用の有無を把握し、居宅介護等を一日でも利用している場合、その月は通常より低い指定共同生活介護の単位数を適用してきたところであるが、今般、指定共同生活介護事業所による支援の実情により即した報酬上の評価を行う観点から、個々に居宅介護等の利用があった日には、通常より低い単位数を算定し、利用がなかった日には通常の指定共同生活介護の単位数を算定することとするものである。

- (3) 地域生活定着支援センターに関する規定を追加すること。(第二の2の(9)の⑬の(一)、第二の(10)の⑫の(二)のア関係)

平成21年7月1日から、福祉的な支援を必要とする刑務所出所予定者について、刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協同して進める地域生活定着支援センター(「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添15「地域生活定着支援事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センターをいう。以下同じ。)が事業化されたことから、共同生活介護サービス費、施設入所支援サービス費、生活訓練サービス費又は共同生活援助サービス費における地域生活移行個別支援特別加算の算定要件として、地域生活定着支援センターとの調整により指定共同生活介護事業所、指定障害者施設支援、指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定共同生活援助事業所を利用することとなった場合を含めるものである。